

全労連【談話】特定秘密保護法の施行に強く抗議する

2014年12月11日

安倍政権は本日、国民の強い反対と懸念の声を無視して、特定秘密保護法の施行を強行した。全労連は、憲法違反の同法の施行に厳しく抗議し、廃止を強く求める。

同法は、「わが国の安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがある」という理由さえつければ、政府・行政機関が広範な情報を勝手に「特定秘密」に指定し、それに近づこうとするメディアや国民を厳罰に処することができる内容になっている。政府の恣意的な秘密指定に何ら歯止めはなく、何が「特定秘密」なのかもわからないままに処罰されることが強く懸念される。国民の目、耳、口をふさぐ稀代の悪法として厳しく批判されねばならない。

だからこそ、昨年の法制定以降も、法曹界や研究者、広範な市民団体、また、若者や学生からも厳しい批判の声が上がりつづけ、廃止を求める世論と運動が持続的にひろがっている。

同法の施行と並行して、集団的自衛権の行使を具体化する法案等の準備も加速している。日米ガイドラインの中間報告で「周辺事態」という概念がなくされたことにみられるように、アメリカ軍と一体で世界中に軍隊（自衛隊）を派兵しようという意図は明白である。

全労連は、広範な諸団体・個人との共同をいっそう強め、戦争する国づくりに反対する行動と一体で、職場、地域から秘密保護法の廃止を求める草の根のとりくみを推進していく。

そのためにも、目前の総選挙で、安倍「暴走」政治にノーの審判を下す必要がある。暮らした日本の未来がかかった歴史的な総選挙で、積極的な選挙権の行使を強く呼びかける。

2014年12月10日

全国労働組合総連合
事務局長 井上 久

新婦人【抗議文】「海外で戦争する国」づくりは許しません 稀代の悪法「秘密保護法」の施行をやめ、廃止することをつよく求めます

2014年12月10日

内閣総理大臣
安倍 晋三 様

新日本婦人の会
会長 笠井 貴美代

昨年末（12月6日）に安倍政権が、国民の反対・廃案を求める声を見做し、「わずかな審議」で成立を強行した秘密保護法が12月10日、施行されようとしています。

秘密保護法は、主権者国民にとってなにより大切な「知る権利」を奪う憲法蹂躪の悪法です。「何を秘密」にするかは「行政の裁量」であり、際限なく広がり、何が秘密かも知らないうちに犯罪者にされる可能性もあります。

「戦争は秘密から始まる」と言われていますが、安倍政権はまさに、戦争準備の危険な暴走を続けています。今年7月1日には、大多数の国民の反対世論を見做し、憲法解釈を180度転換し、自衛隊を「殺し殺される」軍隊へと変貌させる集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を強行。10月には国民の「知る権利」を脅かす秘密法の本質はそのままに特定秘密の指定などを定めた運用基準と政令を微修正のみで閣議決定。さらには、日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定の中間報告で、自衛隊が米軍の戦争に地球上のどこへでも支援に出かけ、「後方地域支援」から「地域」をなくし、戦闘地域で活動するよう取り決めようとしています。

真実を知らされず、侵略戦争に協力させられた痛苦の戦争体験をもつ日本の女性として、秘密保護法、集団的自衛権行使容認、憲法改悪など、「海外で戦争する国」づくりを絶対に許すわけにはいきません。新日本婦人の会は、秘密保護法の施行に反対し、その廃止をつよく求めるとともに、暴走する安倍政権に怒りを込めて抗議し、日本国憲法の遵守を強く要求します。

秘密保護法の施行に反対し、同法の廃止を強く求める法律家8団体共同声明

2014年12月10日

多くの国民の反対・懸念の声を無視して昨年12月6日、自民党、公明党による強行採決により成立した「秘密保護法」が、本年12月10日に施行されようとしている。私たち法律家8団体は、憲法の基本原理である平和主義、基本的人権の尊重および国民主権に反する同法の施行に断固反対し、同法の即時廃止を強く求めるものである。

1. 民主主義を踏みにじる異常な制定経過

同法は、昨年9月3日に法案概要が公表され、2週間という不当に短い期間を定めて行われたパブリックコメントでは、約9万の意見のうち8割近くが法案に反対する意見であり、各種の世論調査においても、過半数の国民が反対し、8割の国民が慎重審議を求めている。また、多数の自治体が反対の決議を挙げ、日弁連をはじめとする法曹界はもとより、ジャーナリズム、ノーベル賞受賞者をはじめとする科学者、学者、研究者、作家などの言論界、演劇人など、あらゆる国民の各層各分野から反対の声が上がり、国内のみならず国連人権理事会の特別報告者からの指摘や国際ペンクラブ会長声明をはじめとする国際団体等から、国際的基準（ツワネ原則）からも大きく逸脱した同法案に対する深刻な憂慮の声が寄せられた。法案が国会に提出されるや反対の声は全国各地・各分野に広がり、法案に反対する市民が国会を包囲する行動が連日のように繰り広げられた。

安倍政権は、これらの圧倒的な民意を無視して、同法の制定を短期間の審議により強行したのであり、同法の制定過程自体が、国民主権・民主主義の根本に反する暴挙であったといえる。

2. 秘密保護法の危険性

同法の本質は、同じく昨年の臨時国会で成立した日本版NSC設置法、本年7月1日に行われた集団的自衛権の行使容認を含む閣議決定と一体となって、集団的自衛権の行使、自衛隊による武力行使・戦争遂行を可能とする軍事立法であり、憲法9条に対する立法改憲・解釈改憲を狙うものにほかならず、この先の明文改憲に道を開くもので、憲法の平和主義の原則と相容れないことは明らかである。

同時に、同法は、政府にとって不都合な国民の言論活動を、警察権力により封じることが目的とする治安立法の性格を併せ持ち、国民の知る権利、表現の自由、プライバシー権など基本的人権を侵害するものである。すなわち、行政機関の「長」の一存で「秘密」の指定や提供ができる同法は、行政による情報の独占と情報操作を可能とし、秘密の提供は、国会、裁判所を含めて大きく制約され、国民は何が「秘密」に指定されたかを知り得ないまま、「秘密」の漏洩行為等々が広範に刑事罰の対象とされる。これにより、取材・報道の自由、国民の知る権利その他一切の表現の自由は、警察による取り締まりと処罰を恐れて大きく制約され、国民主権の原理を支える基盤は完全に切り崩されることになる。

また、適性評価制度は、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者の、活動歴、

信用状態、精神疾患に関する事項等の極めて高度なプライバシー情報について調査・監視を行い、選別を可能とする制度である。同制度は、公務員だけでなく、秘密を扱う民間企業等の労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別といった重大な人権侵害の危険にさらされることになる。

3. 施行令及び運用基準は、秘密保護法の危険性を何ら払拭するものではないこと

本年10月14日に閣議決定された秘密保護法施行令および運用基準は、これら秘密保護法の持つ危険性を何ら払拭するものではなく、かえってその危険性を現実化させる内容であった。すなわち、施行令第3条は、秘密の指定機関を何ら限定していない。施行令第12条は、「漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄」が行なえることを定めており、国民の知らぬ間に「秘密」が闇られる危険はむしろいっそう高まった。

運用基準では、適性評価の「評価対象者の思想信条並びに適法な政治活動及び労働組合の活動について調査することは厳に慎み」などとしているが、不当な調査・監視を防ぐための具体的な制度は、なんら盛り込まれず、また、内閣保全監視委員会および内閣府独立公文書管理監は、内閣からの独立性はなく、国民の批判をかわすためだけに設置された「第三者的機関」の粗末な実態が端的に表れている。加えて、運用基準には、国民の大きな懸念である漏えい罪、取得罪等の罰則規定の謙抑的な運用について、具体的な言及が全くなく、人権侵害や悪用の危険性は何ら払拭されていない。

4. 結語

以上のとおり、民意を無視して制定が強行された秘密保護法は、憲法の基本原理である平和主義に反し、基本的人権を踏みにじり、そして民主主義・国民主権を有名無実化させる危険性を有したまま、今、施行されようとしている。

法律家7団体は、これまでも3回にわたり、秘密保護法の廃案・廃止を求める共同声明を公表してきたが、法律の施行期限が目前に迫った今、新たに秘密保護法対策弁護団も加わり法律家8団体として、同法の施行に断固として反対するとともに、同法の即時廃止を強く求めるものである。

以上

2014年12月8日

社会文化法律センター 代表理事 宮里 邦雄
自由法曹団 団長 荒井 新二
青年法律家協会 弁護士学者合同部会 議長 原 和良
日本国際法律家協会 会長 大熊 政一
日本反核法律家協会 会長 佐々木 猛也
日本民主法律家協会 理事長 森 英樹
日本労働弁護団 会長 鶴飼 良昭
秘密保護法対策弁護団 共同代表 海 渡 雄 一ほか

全日本民医連 【声明】 「主権在民」「基本的人権」「平和主義」など憲法の諸原則を根底から破壊する特定秘密保護法の施行に抗議し、即時廃止を求める

2014年12月10日

安倍政権が昨年12月6日に、国民多数の反対世論を踏みつぶして強行成立させた特定秘密保護法（以下、秘密保護法と称す）が本日施行された。この秘密保護法は、「主権在民」「基本的人権」「平和主義」を根底から破壊する憲法違反の悪法であり、私たちは、施行に断固抗議するとともに総選挙で即時廃止を求める。

この秘密保護法は、「安全保障」に支障があるからとの政府の勝手な判断で、「特定秘密」を指定し、その「特定秘密」に触れたり、それを取材、報道、調査すれば公務員に限らず一般国民も厳罰に処するものである。また「特定秘密」の指定は最長60年となり、何度でも更新して、永久に公表しないこともできる仕組みとなっている。まさに、国民の知る権利を奪うだけでなく、表現の自由も奪い、戦前の暗黒政治に逆戻りさせようとするものである。米国と軍事機密を共有するために、国民の目と耳と口をふさぎ、その秘密を国民にひた隠して米国と共に戦争する国づくりすすめるための「特定秘密保護法」は、存在することが許されない法律である。

したがって、報道関係者、ジャーナリスト、法律家、演劇人、医療関係者など多くの国民から廃止を求める声が寄せられている。

秘密保護法の制定は、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則および集団的自衛権行使容認の閣議決定など、日本をアメリカといっしょに「海外で戦争する国」に変える策動と一体のものである。安倍政権は、総選挙後に日米防衛協力のガイドラインを改定し、集団的自衛権行使のための法整備を狙っている。まさに日本は「戦争か平和か」の歴史的な岐路に立たされている。第2次世界大戦後の世界は、国際紛争は話し合いで解決することを原則にしてきた。安倍政権の動向は、この世界の流れに逆らうものであり、断じて許すことができない。

全日本民医連は、憲法と民主主義、平和を守ろうとする圧倒的な人びとと力を合わせ、憲法違反の特定秘密保護法を廃止させるために全力を上げて奮闘する決意である。

以上

日本ペンクラブ声明【太平洋戦争開戦の日に当たって】

いま、近年のこの国の様子を静かに顧みるとき、世の中がぐらりと傾いてくるような気分に襲われることはないだろうか。この重苦しい気配はどこから生じているのか。

一九四一（昭和十六）年十二月八日、七十三年前のこの日、日本は太平洋戦争に突入した。その十年前からつづく日中間の戦争が泥沼化するなか、国際的孤立は深まり、景気は冷え込み、民心も鬱屈した。そのあげくの開戦はつかの間、閉塞感を打ち破るかのような幻想をあたえたが、それこそ近隣諸国の人々をも不幸に陥れて突き進んだ大破局への道であった。

あの時代、政治権力と軍部は一体化し、経済界もアカデミズムもマスメディアも翼賛体制の下に組み敷かれた。日本ペンクラブも、その間、いっさいの自由な言論・表現活動を封じられ、文筆家としての生命を奪われた歴史を持つ。

権力の野放図な振る舞いに歯止めをかける仕組みを、社会の土台に据えなければならない（主権在民・立憲主義・三権分立）。

戦争は絶対にしてはいけない（平和主義）。

一人ひとりの尊厳と人権は十分に尊重されるべきだ（基本的人権）。

私たちの戦後は、こうした基本的原則に基づいて始まったはずであった。

しかし、惨憺たる歴史の反省から再出発した日本は、近年、大きく変質しようとしている。

政府は、特定秘密保護法によって、軍事・諜報情報も不都合な情報も恣意的に隠しおおせるようになった。集团的自衛権の発動によって、世界のどこでも武力の行使と戦争を行える態勢を整えようとしている。また、あの過酷な原発事故にも関わらず、原発推進を再び国策として掲げ、再稼働を急いでいる。

これらが、かつての強権的な国家、絶対の国策の再来でないとしたら、いったい何だというのか。この先に目指されているのは、日本国憲法の根幹にある主権在民・平和主義・基本的人権等の精神の篡奪と否定であろう。それは、この社会を、国家を前面に押し立て、個々人の生命の安全や人権を二の次にし、戦争も辞さない世の中につくり替えていくことに他ならない。

これら差し迫った事態が、日本の現在に重苦しさをもたらしている。

これまで長い間、戦争の記憶は終戦記念日と結びつけられ、語られてきた。玉砕・空襲・

原爆・飢餓・抑留等々の悲惨な戦争体験から学ぶことは、いまも少なくない。だが、今日の事態はそれにもまして、こうした悲惨さをもたらした元凶にまで遡り、現在の動きと重ね合わせて見ることを私たちに促している。

私たちは十二月八日を忘れない。その失敗から得た痛切な教訓こそ、日本の現在を歴史のながれのなかで見定め、未来を見通す決定的な手がかりとなる、と信ずるからである。

二〇一四年十二月八日

一般社団法人日本ペンクラブ
会長 浅田 次郎
副会長 下重 暁子
 中西 進
 西木 正明
専務理事 吉岡 忍
常務理事 高橋 千劔破
 野上 暁
 堀 武昭
 松本 侑子